建設業退職金共済制度取扱要領

監督員、専門検査員、指定検査員、契約課工事契約担当(以下「監督員等」という。)は、建設業者に対して、建設業退職金共済組合(以下「組合」という。) への加入並びに証紙の購入および貼付を勧奨することとし、その具体的方法について次のとおり定める。

- 1 契約課工事契約担当は、契約課において入札により請負契約を締結した工事 について、組合の掛金収納書(発注者用)を貼付した共済掛金収納書届(以下 「収納書届」という。)(別紙1)を当該工事を受注した建設業者(以下「受 注業者」という。)から提出させるものとする。
- 2 前項の収納書届の提出期限は、工事請負契約締結後1カ月とする。ただし、 期限までに提出できない理由があるときは、その旨を文書で監督員に申し出さ せ、購入したときはすみやかに収納書届を提出させるものとする。
- 3 監督員等は、請負契約額の増額変更等により、受注業者が共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書届を工事完成時までに提出させるものとする。
- 4 監督員等は、証紙購入状況の把握が必要なときは、受注業者から共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めるものとする。
- 5 監督員等は、受注業者が下請業者を使用したときは、下請代金に応じた証紙 の現物交付を行なわせることとする。また、下請業者の規模が小さく、建設業 退職金共済制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、受注業者におい てできる限り下請業者の当該事務を代行処理するよう指導するものとする。
- 6 提出された収納書届は、受理年月日を工事台帳備考欄に記入のうえ、工事原 議内に保管するものとする。
- 7 監督員等は、前項の収納書届と当該工事の施工体系図とを照合するものとし、 必要があると認められる場合には、受注業者に対し、組合への加入並びに証紙

- の購入および貼付を指導するものとする。
- 8 建退共証紙貼付実績書(別紙2)は、受注業者が、当該工事に従事する全て の被共済者の貼付実績について作成するものとし、工事完成届に添付して監督 員に提出させるものとする。
- 9 第7項の指導にもかかわらず、相当の理由もなく受注業者が組合に加入せず、 又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な場合は、指名および入札参加資格の停止について考慮できるものとする。

附則

- この要領は、平成7年5月1日から施行する。
- この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- この要領は、令和元年5月1日から施行する。
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- この要領は、令和6年4月1日から施行する。

共 済 掛 金 収 納 書 届

年 月 日

(宛先) 秋 田 市 長

受注者 住 所

氏 名

本 件 責 任 者 (部署名·氏名)

担 当 者

(部 署 名 · 氏 名)

連絡先

工事名	
工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
加入している 退職金共済制度	□建設業退職金共済制度 □中小企業退職金共済制度 □特定退職金共済制度 □その他の共済制度 □未加入 ※該当する制度の□にチェックして下さい。

建設業退職掛金収納書添付箇所

※建設業退職金共済制度に加入している場合で、掛け金収納書を添付できない場合はその理由を記入してください。 ※建設業退職金共済制度以外の共済制度に加入している場合は、掛金収納書の添付は不要です。

建退共証紙貼付実績書

工事名:	
	受注者 :

〈実績書の取扱いについて〉

- (1) 建退共に加入している元請事業主が作成し、工事完成届と併せて市の工事監督員に提出してください。
 - (証紙の貼付実績がない事業主分については、「会社名」を記入の上、被共済者氏名欄に"該当なし"と記入してください。)
- (2) 施工体系図で、建退共に加入しているすべての事業主の実績が記入されているか確認の上、提出してください。

工事請負期間 :		年 月		日 :	から			年	月		日ま	で				
会社名	被共済者氏名	被共済者手帳番号	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	貼付枚数 合計(枚)	備考
							貼 付 枚 数 合 計(枚)									枚